

就労支援事業別事業活動明細書

(自)平成 29年 4月 1日 (至)平成 29年 6月 30日

法人名 株式会社 富士山ドリームビレッジ  
 事業所名 駿東ドリームビレッジ  
 事業所番号 2211310087

(単位:円)

勘定科目		合計	業務1	業務2	業務3	業務4	その他の業務	備考
収益	就労支援事業収益	1892615	882360	686694	323561			
	就労支援事業活動収益計	1,892,615	882,360	686,694	323,561	0	0	
費用	燃料費		7,000	7,000	2,000			
	通信費		2,400	2,400	2,400			
	水道光熱費		7,000	7,000	7,000			
	消耗品費		5,900	5,900	5,900			
	雑費		1,900	1,900	1,900			
	合計	67,600	24,200	24,200	19,200	0	0	
	期末製品(商品)棚卸高 差引	67,600	24,200	24,200	19,200	0	0	
就労支援事業販管費								
	就労支援事業活動費用計	67,600	24,200	24,200	19,200	0	0	
就労支援事業活動増減差額		1,825,015	858,160	662,494	304,361	0	0	

利用者へ支払う賃金の総額 1,872,771 (※6月度賃金は見込みで計算)

業務	業務の内容(生産活動の内容、活動場所、主な必要資機材・材料等)
業務1	(業種)マグネシウム製造板金 (場所)沼津市足高字尾 (必要機材)備品等は企業より支給有り ①機械操作による製品表面処理作業 ※県最低賃金¥817/h(経費含む) 就労時間4.5h (10:00~15:15) ②ヤスリ研削等の軽加工作業 ※県最低賃金¥817/h(経費含む) 就労時間4.5h (10:00~15:15)
業務2	(業種)自動車部品製造業 (場所)伊豆の国市大仁 (必要機材)備品等は企業より支給有り ①機械操作による製品曲げ加工作業 ※県最低賃金¥807/h 就労時間4.5h (10:15~15:30) ②専用加工機による手曲げ加工作業 ※県最低賃金¥807/h 就労時間4.5h (10:15~15:30) ③機械操作による製品切断、バリ取り作業 ※県最低賃金¥807/h 就労時間4.5h (10:00~15:30) ※移動燃料費等 別途収入あり (¥16/km)
業務3	(業種)製造板金加工業 (場所)沼津市大岡 (必要機材等)備品等は企業より支給有り ①機械操作等の加工作業(ヤスリ等の軽加工含む) ※県最低賃金¥867/h(経費含む) 就労時間4.5h (10:00~15:15) ②部品組立・組み付け作業1種 ※¥250/台 ③医療機器部品マスキング作業(1)※5種¥150/台
業務4	
その他	